

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第86号を発行させていただきます。

緊急事態宣言が解除されましたが、日常生活を取り戻せるようになるのは、まだまだ先ですので、健康的な生活を送るように気をつけましょう。

今月は、緊急事態宣言で外出を控えておりましたので、これまでに撮影したあじさいの写真を掲載させていただきます。



(写真は、和歌山県の救馬溪観音のあじさいです)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**経済産業省関係 令和2年度第2次補正予算案** について、**大阪府休業要請外支援金募集要項** について 税金以外のテーマとしまして **自己治癒力を高める方法 その3** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 経済産業省関係 令和2年度第2次補正予算案 について

今国会で審議をされておりますが、今後実行されるであろう対策をご紹介します。

第2次補正予算案のポイント

1 資金繰り対策【10兆9,405億円】

①	日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）
②	民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）
③	資本金性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け）
④	危機対応融資及び資本金性劣後ローン（中堅・大企業向け）

2 持続化給付金【1兆9,400億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

3 家賃支援給付金【2兆242億円】

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽

減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

4 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【1,000億円】

業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

5 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業【94億円】

各市町村へ専門家を派遣し、中小・小規模事業者からの相談に対応する体制を整備。また、商工会・商工会議所の相談受付体制を強化。

6 感染症対策関連物資生産設備補助事業【22億円】

抗原検査機器やN95 マスク等のニーズが高い物質について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助し、国内における供給の拡大を図る。



(写真は、和歌山県の救馬溪観音のあじさいです)

家賃支援給付金

第2次補正予算から新たに予算がつく「家賃支援給付金」について発表されている内容をご紹介します。

① 給付対象	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、
--------	---

	<p>5月～12月において以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少。 ・連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。
② 給付額・給付率	<ul style="list-style-type: none"> ・給付額は申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分)。 ・給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし、6カ月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。 <p>*支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。</p>

上記給付金の申請方法などの詳細につきましては、募集要項が発表されましたら、ご紹介させていただきます。



(写真は、和歌山県の救馬溪観音のあじさいです)

【参考文献】

・経済産業省発行 経済産業省関係 令和2年度第2次補正予算案(概要)

3 大阪府休業要請外支援金募集要項 について

大阪府内の事業者のみが対象になりますが、新しい支援金の募集が始まりましたので、ご紹介させていただきます。

(申請の要件)

支給対象者

令和2年3月31日以前に開業又は設立し、営業実態のある中小法人及び個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

(1)	令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)	令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。
(3)	休業要請支援金の支給対象でないこと。

支給額

(府内に複数事業所を有する場合)

中小法人	支給額 100万円
個人事業主	支給額 50万円

(府内に1事業所を有する場合)

中小法人	支給額 50万円
個人事業主	支給額 25万円

申請期間・方法

申請期間	令和2年6月1日から令和2年6月30日まで
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「休業要請外支援金ホームページ」のWeb事前受付入力 ・申請書類のダウンロード・印刷 ・申請書類の提出(郵送)

売上の比較

H31年4月1日以前に開業した場合	確定申告書の添付書類や帳簿等に記載されているH31年4月とR2年4月の事業に関する売上額又はH31年4月と5月の事業
-------------------	--

	に関する売上額の平均とR2年4月と5月の事業に関する売上額の平均を比較します。
H31年4月2日からR1年11月30日に開業した場合	「開業日の翌月以降R1年12月までの平均月間売上額」と「R2年4月の売上額又はR2年4月と5月の平均月間売上額」との比較
R1年12月1日からR2年2月29日に開業した場合	「開業日の翌月以降R2年3月までの平均月間売上額」と「R2年4月の売上額又はR2年4月と5月の平均月間売上額」との比較
R2年3月1日からR2年3月31日に開業した場合	「R2年3月の売上額」と「R2年4月の売上額又はR2年4月と5月の平均月間売上額」との比較

支援金募集要項の詳細につきましては、インターネットの検索サイトにて「大阪府休業要請外支援金」と入力して検索していただければ、募集要項を確認していただくことができます。

上記以外の支援金の情報も新たに募集が始まっているかもしれませんので、ご自身の関係がある地方公共団体のホームページなどでご確認していただければと思います。

【参考文献】

- ・大阪府休業要請外支援金募集要項



(写真は、和歌山県の救馬溪観音のあじさいです)

3 自己治癒力を高める方法 その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、前回に続きまして「自己治癒力を高める 日光浴」をご紹介します。

日光浴の効用について参考文献には

- ・日本を始めとする先進諸国では、過半数に近い人はビタミンDが足りない状態があり、それが慢性疾患の一因と考えられています。
- ・慢性疾患の原因は**ビタミンD不足**。
- ・慢性疾患を避ける、もっとも手軽でコストゼロの方法は、“紫外線が強い正午前後に、外で日を浴びて、ビタミンDを十分に作ること”。
- ・いちばん効率的に**ビタミンDを合成できるのは、正午前後20分程度の日光浴。天気のいい日ならこれだけで充分!**
- ・ビタミンDをサプリメントで補給すると、かぜやインフルエンザといった感染症（感染性呼吸器疾患）を予防するのに有益だという報告があります。
- ・**ビタミンDサプリメントは、毎日もしくは毎週摂取したほうが、1カ月に一度大量に摂取するよりもインフルエンザの予防効果が高い。**

などと書かれていました。

緊急事態宣言が出ている間、運動不足にならないように淀川の河川敷を夕方ウォーキングしていたので、自然と日光浴も出来ていたように思います。現在は、夕方のウォーキングは、仕事の関係で出来ない日もありますので、朝仕事を始める前に近所の公園で日光浴をしております。

朝日を浴びてから仕事を始めると参考文献に書かれている風邪などの予防になるだけでなく、仕事も効率的に進められるように感じます。

日焼けを気にして日光浴を嫌がる方もいらっしゃるかもしれませんが、毎日少しの時間でもいいので、日光浴

をすることを勧めいたします。

【参考文献】

- ・病気を遠ざける1日1回日光浴 日本人は知らないビタミンDの実力 著者 斎藤糧三 発行所 講談社



(写真は、矢田寺のあじさいです)

5 編集後記

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、法人税の申告期限の延長、納税の猶予申請など、税務署を始めとする各役所で対応されています。

新型コロナウイルス感染症拡大で事業に何らかの影響が出ている事業者様がいらっしゃいましたら、顧問契約をしている税理士事務所にご相談をされてみることをお勧めいたします。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。